

鈴鹿市再犯防止推進計画の取組項目一覧

主な取組(重点項目)	取組内容	掲載ページ
1 就労と住居の確保	1 生活困窮者自立支援制度に基づいた相談支援により、住居確保給付金による家賃支援や就労準備支援、ハローワーク等と連携した就労支援を行います。	2
	2 会計年度任用職員等への雇用について、地方公務員法の欠格条項の非該当者への雇用を検討します。	2
	3 鈴鹿商工会議所等と連携し協力雇用主制度の周知・啓発を図ります。	3
	4 協力雇用主制度について登録業者等への制度の周知・啓発を図ります。	3
	5 障害者総合相談支援センターあいによる相談支援により、就労支援等を行います。	3
	6 市営住宅や民間賃貸住宅への居住支援を行います。	4
	7 更生保護施設への紹介を行います。	4
2 保健医療、福祉サービスの利用推進	1 生活困窮者自立支援法に基づいた相談支援により、生活支援と福祉サービス利用が必要な場合は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し制度利用を促します。	5
	2 障害者総合相談支援センターあいによる相談支援により、福祉サービス利用のための必要な支援を行います。	5
	3 鈴鹿保健所と連携し不正けし等の除去活動の広報誌での啓発を行います。	6
	4 薬物乱用についての正しい知識を身につけるよう小中学校での学習指導を行います。	6
	5 関係団体と連携して、薬物乱用問題への普及啓発活動である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を行います。	6
3 教育委員会等と連携した修学支援	1 生活困窮者自立支援法に基づいた相談支援により、生活困窮者家庭に対する子どもの学習支援や日常的な生活習慣、子どもの居場所づくり、進学相談等必要な支援を行います。	7
	2 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにより、相談支援を行います。	7
	3 児童生徒の非行の未然防止への指導を行います。	8
	4 社会を明るくする運動で中学生へ一日保護司を委託し、啓発活動を行います。	8
	5 青少年健全育成市民会議において、更生保護に関わる関係機関等と取組の協議を行います。	8
4 民間協力者への支援要請と啓発活動の充実	1 犯罪予防活動を行う保護司が所属する保護司会とその活動の拠点となる更生保護サポートセンターを設置し、犯罪をした者等が地域において必要な支援が受けられるよう運営を支援します。	9
	2 犯罪や非行のない社会を築くため、保護司会をはじめとする関係団体等と連携し、更生保護における犯罪予防活動の一つである「社会を明るくする運動」について、趣旨の啓発及び再犯防止の啓発活動を推進します。また、社会を明るくする運動を中心とした啓発活動を通して、関係団体の参加を促します。	9

重点項目Ⅰ 就労と住居の確保

刑務所に再入所した者の約7割が仕事に就いていなかった者となっています。また、仕事に就いていなかった者の再犯率は仕事に就いていた者の再犯率に比べて約3倍高くなっています。犯罪をした者等は、前科があること等により、求職活動が円滑に進まない場合や、適切な職業選択ができないことにより離職してしまう場合があり、円滑な求職活動が行いづらくなっている現状があることから、関係機関と連携した就労支援に取り組みます。

更に、前科等による偏見や保証人がいないこと等により出所後の住居を確保できない場合も多いため、民間住宅を含めた住居確保のための取組を進めます。

取組内容Ⅰ

生活困窮者自立支援制度に基づいた相談支援により、住居確保給付金による家賃支援や就労準備支援、ハローワーク等と連携した就労支援を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
市は、前科の有無にかかわらず、関係機関と連携し、相談支援を通じて丁寧にアセスメントを行い、対象者の状態に応じた就労支援を実施した。	今後も事業を柔軟に活用し、対象者の状況に応じた支援を通じて就労につなげていく。
保護観察所からハローワーク鈴鹿へ連絡後、ハローワークの専属職員と就労相談が実施され、保護司は、必要に応じてハローワークに同行し、就労支援を行った。	ハローワークに登録されている求人票において、土木関係の求人が多いなど求人がある職種に偏りがあり、相談者の希望する職や適性に合った職種が見つからないことが課題である。

取組内容2

会計年度任用職員等への雇用について、地方公務員法の欠格条項の非該当者への雇用を検討します。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
会計年度任用職員等の雇用については、地方公務員法の欠格条項に該当することがなければ、前科の有無にかかわらず、広く募集した。 ハローワークへ求人情報の掲載依頼、市広報やウェブサイト等へ募集要項を掲載するなどし、求人の周知に努めた。	現在の取組を今後も継続していく。

取組内容3

鈴鹿商工会議所等と連携し協力雇用主制度の周知・啓発を図ります。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
保護司会就労支援委員会が中心となり制度の周知・啓発を行い協力雇用主を確保した。	個人情報保護の観点から、社長以外は、本人の経歴は知らないようにしている。協力雇用主を確保しているが、協力雇用主の求人と本人の希望する職種の乖離等の課題があり、就労には至っていない。

取組内容4

協力雇用主制度について登録業者等への制度の周知・啓発を図ります。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
保護司会は、協力雇用主の登録事業者へ向けて、国の優遇措置の説明を実施した。	保護司会は、今後も、国の優遇制度の説明会実施を推進していく。 市は、ウェブサイトを通じた協力雇用主制度の周知啓発を検討する。

取組内容5

障害者総合相談支援センターあいによる相談支援により、就労支援等を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
前科の有無にかかわらず、関係機関と連携し、一般就労や福祉的就労につなげるとともに、日常生活上の支援として、共同生活援助(グループホーム)の利用により、支援対象者の社会的、経済的な自立に向けた支援を行った。	障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」が障害者総合相談支援センターあいを設置されており、支援対象者の社会的、経済的な自立に向けた支援を実施している。 令和7年度から、障害者総合相談支援センターあいから移転したことから、これまで以上に障害者の雇用を促進し、生活面と合わせた一体的な支援を行って行く必要がある。

取組内容6

市営住宅や民間賃貸住宅への居住支援を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
三重県居住支援連絡会に加入している不動産団体や居住支援団体に協力いただき、民間賃貸住宅相談会を開催した。令和6年度は6組の来場があり、住まい探しに関する困りごとの相談や福祉に関する相談に応じた。	今後も、三重県居住支援連絡会の団体や福祉部局と協力し、住まいに関する支援を行っていく。また、公営住宅についても、より多くの住戸提供ができるよう努める。

取組内容7

更生保護施設への紹介を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
保護司会は、矯正施設等を出た後、帰る家が無いなど、住居に困っている対象者に、一時的に住むことができる民間の施設の紹介を実施した。	一時的に住むことができる民間の施設を知らない対象者へ向けて、保護司会が中心となり周知啓発を実施していく。

重点項目2 保健医療、福祉サービスの利用推進

高齢者や障がい者は、短い時間で再犯に至る傾向があり、生活基盤の安定のために各福祉制度に基づく福祉サービスの利用を必要とする場合は、制度の利用の促進を推進します。

また、薬物事犯者においても、短い期間で再び刑務所へ入所する割合が高く、治療等を必要とする場合も多くなっています。薬物事犯者は犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者でもあることが多いため、再犯防止には適切な医療保険制度の利用を促進し、継続した治療につなげるための取組を進めます。

このほか、薬物乱用の危険性を正しく認識するよう地域社会への啓発活動に取り組みます。

取組内容1

生活困窮者自立支援法に基づいた相談支援により、生活支援と福祉サービス利用が必要な場合は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し制度利用を促します。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価（課題、今後の改善点等）
市は、前科の有無にかかわらず、関係機関との連携により、支援対象者が必要とする支援につながった。	今後も、日頃からの関係構築を深め、必要時に円滑な連携が図れる体制を維持していく。
保護司会は、地域包括支援センターでの相談を対象者と共に実施した。	保護司の中には、地域包括支援センターを知らない方もいるため、保護司会として、保護司への周知啓発を積極的に実施していく。

取組内容2

障害者総合相談支援センターあいによる相談支援により、福祉サービス利用のための必要な支援を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価（課題、今後の改善点等）
前科の有無にかかわらず、本人や家族からの聴き取り、関係機関との調整を行うなど、きめ細かな対応を行い、訪問系サービスや福祉的就労サービスの利用につなげた。	今後も引き続き、障害者総合相談支援センターあい及び相談支援事業所をはじめ福祉サービス提供事業所との連携を図り、必要な支援を行っていく。

取組内容3

鈴鹿保健所と連携し不正けし等の除去活動の広報誌での啓発を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
市は、広報すずか3月20日号で不正けしの除去活動の啓発を実施した。	今後も、鈴鹿保健所と連携し、広報すずかでの啓発に努める。
保護司会は、市内各所で5月の連休前後に実施されるけしの除去作業に参加した。	今後も、けしの除去作業に参加する。

取組内容4

薬物乱用についての正しい知識を身につけるよう小中学校での学習指導を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
市教育委員会による出前講座の実施のほかに、三重県教育委員会と連携し、市内小中学校の児童生徒を対象に薬物乱用防止教室の出前講座を実施した。	出前講座に限らず、各校が薬物乱用防止に向けての学習指導が継続して実施できるよう、職員向けの研修及び資料の提供を行う。

取組内容5

関係団体と連携して、薬物乱用問題への普及啓発活動である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
保健所と保護司会が連携して、7月に白子駅、スポーツガーデンにて啓発を実施した。スポーツガーデンでの啓発では、2,000人以上の方を対象に啓発を実施した。	引き続き、薬物乱用問題の普及啓発活動を実施していく。

重点項目3. 教育委員会等と連携した修学支援

犯罪をした者等の継続した学びや、進学・復学のための支援等が必要であることから、青少年の健全育成について意識向上を図るとともに、市教育委員会と連携し修学支援に取り組みます。

取組内容1

生活困窮者自立支援法に基づいた相談支援により、生活困窮者家庭に対する子どもの学習支援や日常的な生活習慣、子どもの居場所づくり、進学相談等必要な支援を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価（課題、今後の改善点等）
前科の有無にかかわらず、生活保護受給世帯、児童養護施設入所児童を対象に支援を実施した。進学や学習習慣、日常的な生活習慣の習得につなげた。	今後も事業を継続し、こどもの学習機会の確保と生活支援の充実を図る。

取組内容2

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにより、相談支援を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価（課題、今後の改善点等）
触法行為等があった生徒やその家庭に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、スクールソーシャルワーカーによる面談など相談支援を行った。警察や福祉等関係機関と連携しながら、環境調整をすすめた。	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつながらなかったケースがあったため、各校へ活用についての周知に努める。

取組内容3

児童生徒の非行の未然防止への指導を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
市教育委員会による出前講座「インターネットの正しい使い方教室」、「万引き防止教室」を市内小中学校の児童生徒を対象に実施した。また、三重県警等と連携し、児童生徒の非行防止の出前講座を実施した。	各校から依頼があった場合、出前講座を実施している。依頼がない学校に対しても、自校で未然防止に向けた指導ができるよう、資料の提供を随時行う。

取組内容4

社会を明るくする運動で中学生へ一日保護司を委託し、啓発活動を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
7月7日に市内5校9名の中学生による啓発活動をふれあいセンターと商業施設にて実施した。	今後も引き続き社会を明るくする運動において、中学生へ一日保護司を委託することで、青少年の健全教育への意識向上に努める。 令和7年度においては、7月13日にスポーツガーデンにて市内6校12名の中学生による啓発活動を実施した。サッカーJFL試合会場の為、商業施設等より時間的拘束が長いことが課題である。

取組内容5

青少年健全育成市民会議において、更生保護に関わる関係機関等と取組の協議を行います。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
保護司会と青少年育成市民会議が共同で小中学生作文コンクールを実施した。	今後も引き続き、青少年健全育成市民会議や関係機関と連携した取組を進めていく。

重点項目4. 民間協力者への支援要請と啓発活動の充実

犯罪をした者等が社会に復帰するためには、社会において孤立することのないよう、地域での更生についての理解を深め、それぞれの立場において協力することにより犯罪のない社会が築かれていきます。

地域社会で更生保護に取り組む民間協力者が行う犯罪予防に関する活動は、犯罪予防に大きく貢献しており、今後も再犯防止活動を行う団体等と連携し、啓発活動を推進します。

取組内容1

犯罪予防活動を行う保護司が所属する保護司会とその活動の拠点となる更生保護サポートセンターを設置し、犯罪をした者等が地域において必要な支援が受けられるよう運営を支援します。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
市は、市役所別館第3に鈴鹿市更生保護サポートセンターを設置しており、運営費の補助などの運営支援を行った。	保護司会は、行政だけでは行き届かない地域福祉活動に寄与しており、補助を行うことは、地域福祉の推進を図るために有益であるため、今後も継続する。
保護司会は、更生保護サポートセンターにて、各種会議、対象者との面接を実施した。また、保護司からの相談も実施した。	更生サポートセンターは、現在、土日も利用可能な会議室(面接室)が市内中部地区に1か所あるが、西部地区、南部地区に土日に利用可能な会議室がないことが課題である。

取組内容2

犯罪や非行のない社会を築くため、保護司会をはじめとする関係団体等と連携し、更生保護における犯罪予防活動の一つである「社会を明るくする運動」について、趣旨の啓発及び再犯防止の啓発活動を推進します。また、社会を明るくする運動を中心とした啓発活動を通して、関係団体の参加を促します。

令和6年度における具体的な取組実績	取組に対する評価(課題、今後の改善点等)
社会を明るくする運動強化月間において、保護司会と連携し、市庁舎周辺でのぼり旗の設置及び市庁舎懸垂幕での啓発を実施した。また、広報にて「社会を明るくする運動」の周知啓発を行った。	市は、引き続き、関係団体の参加を促すため、「社会を明るくする運動」等を市ウェブサイトや各種SNSを通じて、周知啓発を行う。
社会を明るくする運動では、市長が推進委員長に就任し、保護司会を含め、13団体で運営した。	保護司会は、更に多くの団体に運動に参加してもらえるよう関係機関と連携し、会議等で周知啓発を実施していく。